

鳥取県西部広域行政管理組合郵便入札実施要領

(目的)

第1条 この要領は、組合が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）、物品購入及び役務の調達等（以下「工事等」という。）に係る入札を郵便により執行することに関し必要な事項を定めるものとする。

(入札書の郵送方法)

第2条 郵便による入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札書を次項に規定する方法により、あらかじめ指定する日に事務局総務課に到達するように郵送しなければならない。

2 入札書を郵送する際は、所定の事項をすべて記載した上で指定の封筒（物品購入及び役務の調達等に係る入札にあたっては、指定の様式を貼り付けた封筒をいう。以下同じ。）に入れて封かんし、配達日指定郵便により、特定記録郵便、一般書留又は簡易書留のいずれかにより行うものとする。

(開札等)

第3条 事務局総務課長は、前条の規定により入札書が到達したときは、これを開札日時まで事務局総務課において厳重に保管しなければならない。

2 到達した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

3 入札書到達後においても、入札執行の完了までは入札の参加を辞退することができる。

4 開札は、前条第2項の封筒が未開封であることを第5条第1項に規定する入札立会者のすべてが確認した後に行うものとする。

(入札の無効)

第4条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 参加申込書を提出していない者がした入札
- (2) 入札書に記名押印がない入札
- (3) 入札書の入札金額を訂正している入札又は入札金額の明確でない入札
- (4) 同一入札案件について同一人が複数の入札書を提出した入札
- (5) 第2条第2項に規定する方法以外の方法で入札書を提出した入札
- (6) 指定の封筒以外の封筒で入札書を郵送した入札
- (7) 入札書が第2条第1項の指定する日以外の日に到達した入札
- (8) 指定の封筒に記載の工事等名又は差出人と同封された入札書の工事等名又は入札者が相違する入札
- (9) 指定の封筒に工事等名又は差出人の記載されていない入札
- (10) その他入札執行者において無効と認めた入札

(入札の立会)

第5条 事務局総務課長は、あらかじめ、郵便による入札に付する工事等ごとに当該入札の入札参加者のうちから入札に立ち会う者（以下「入札立会者」という。）を指名し、入札への立会いを求めるものとする。この場合において、当該入札立会者以外の入札参加者が当該入札への立会いを求めたときは、これを認めるものとする。

2 入札立会者及び前項後段の規定により入札への立会いを認められた者（以下この条において「立会者」と総称する。）は、当該入札の入札参加者又は入札参加者に常時雇用されている者とし、その人数は、一の入札参加者につき1人とする。

3 入札立会者の数は、各入札について3人以上とする。ただし、当該入札の入札参加者が3人に満たないときは、すべての入札参加者を入札立会者に指名する。

4 入札立会者は、開札前に、立会者名簿に署名しなければならない。

5 事務局総務課長は、すべての立会者がその立ち会うべき入札に立ち会わなかったときは、入札事務に関与しない職員を1人以上立ち会わせなければならない。

(くじによる落札者の決定)

第6条 落札となるべき価格と同一価格の入札をした入札者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定しなければならない。この場合において、くじを引くべき入札者が、当該入札に立ち会っているときはその者にくじを引かせ、立ち会っていないときは当該入札者に代わって入札事務に関与しない職員にくじを引かせるものとする。

2 事務局総務課長は、必要があると認めるときは、前項の規定によるくじを行う日時を別に定め、その日時において、当該くじを引くべきすべての入札者にくじを引かせることができる。

(入札結果の通知)

第7条 事務局総務課長は、郵便による入札により落札者を決定した場合は、速やかに、当該落札者に入札結果を通知しなければならない。

附 則

この要領は、平成20年3月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年5月8日から施行する。